

東みよし町学校給食センター調理等委託業務

募集要項

令和6年10月
東みよし町教育委員会

第1 定義

東みよし町(以下「町」という。)では、学校給食を実施している東みよし町学校給食センター(以下「給食センター」という。)の調理業務等を民間事業者へ委託している。本年度が先の契約における委託延長期間の最終年度となるため、新たに令和7年度以降の学校給食調理等の委託者を選定する。

委託業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、その経営能力や技術力等を活用することにより、委託業務の安全性や効率性を確保するため、公募型企画提案方式(プロポーザル方式)を採用する。

この募集要項は、調理業務等委託に係る募集に関して必要な事項を定めたもので、本募集要項に合わせて配布する次の資料も含めて「募集要項等」と定義する。

仕様書	町が民間事業者へ要求する具体的な業務仕様を示すもの
様式集	提案書等の作成に使用する様式を示すもの
添付資料	本業務に関する添付資料

第2 事業の概要

1 事業の名称 東みよし町学校給食センター調理等委託業務

2 対象施設

名称	東みよし町学校給食センター
所在地	徳島県三好郡東みよし町西庄字横手52番地
建築年	平成15年11月(平成22年3月増築)
構造・面積	鉄骨造 平屋建、延床面積 757.1㎡
調理能力	1,500食/日
給食提供数	小学校4校、中学校2校、約1,100食(令和7年度予定)
提供形態	中学校1校は直接提供、その他各校は給食車両により配送
給食形態	完全給食、米飯 週4回、パン 週1回

3 業務内容

別紙「東みよし町学校給食センター調理等委託業務仕様書」のとおり

4 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、委託期間終了後、双方に異議のない場合は、令和7年度から起算して、最長5年まで同条件にて契約を更新することができる。ただし、消費税改定や物価上昇、賃金改善等により契約金額を変更を要する場合は、双方協議の上変更を行うものとする。

第3 応募事業者の条件等

1 応募資格

(1) 応募事業者資格要件

次の要件を満たしていること。

ア. 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。

イ. 物品の購入等に係る指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。但し、参加資格者名簿に登録されていない場合は、今回の業務においてのみ、下記の(ア)から(キ)の書類一式を参加表明書と同時に提出することで、応募資格があるものとみなす。

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

(イ) 商号登録している個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

(ウ) 商号登録していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

(エ) 印鑑証明書

(オ) 決算書(貸借対照表、損益計算書など直近2年度分)

(カ) 法人にあつては、直近年度の国税(法人税及び消費税)、都道府県税(事業税及び

都道府県民税)及び市町村税全ての納税証明書

(キ)個人にあっては、直近年度の国税(所得税及び消費税)、都道府県民税(事業税)及び市町村税全ての納税証明書

ウ.文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、委託業務を遂行できること。

エ.四国内に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者であること。

オ.履行保証人を確保できること。

(2) 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

ア.地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ.東みよし町の競争入札における指名停止措置を受けている者

ウ.破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた場合はこの限りでない。

エ.国税及び地方税を滞納している者

オ.過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)の営業停止処分を受けた者

カ.食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者

キ.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法同条第6号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なす。

(2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は町に帰属する。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却はしない。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア.応募資格審査申請書の提出時から委託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

イ.同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合

ウ.審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ.著しく信義に反する行為があった場合

(8) その他

ア.町が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ. 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

第4 事業者募集等の日程

募集要項等の公示	令和6年10月 7日(月)
募集要項等に関する説明会、現地見学会	令和6年10月16日(水)
募集要項等に関する質問の受付期間	令和6年10月21日(月)～10月23日(水)
募集要項等に関する質問に対する回答	令和6年10月25日(金)
参加表明書兼応募資格審査申請書の受付期間	令和6年10月28日(月)～11月 1日(金)
提案書類等の受付期間	令和6年11月25日(月)～11月29日(金)
審査(プレゼン及びヒアリング)	令和6年12月上旬
審査の結果通知	令和6年12月中旬
委託事業者の決定	令和6年12月中旬
業務開始準備	事業者決定後～令和7年3月末まで

※ 受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「祝日」という。)を除く。

1 募集要項等の公表

(1) 公表の方法

本業務委託に関する募集要項等は、東みよし町のホームページで公表する。

(2) 公表の資料

ア. 業務委託募集要項(本書)

イ. 仕様書

ウ. 様式集

※ 上記書類が必要な場合は、各自東みよし町のホームページよりダウンロードすること。

東みよし町のホームページアドレス <https://www.town.higashimiyoshi.lg.jp>

2 募集要項等に関する説明会

本募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

(1) 日 時 令和6年10月16日(水) 午後2時から(受付は、午後1時30分から)

(2) 場 所 徳島県三好郡東みよし町屋間1734番地
東みよし町ふれアリーナみよし 1階 会議室
電話 0883-79-2888

(3) 留意事項

ア. 説明会参加希望者は、「募集要項等説明会参加申込書」(様式第1号)にて、参加希望欄の「募集要項等説明会」に○をして、令和6年10月11日(金)午後5時(必着)までに、法人名又は代表者名、参加者名等を明記のうえ、東みよし町学校給食センターへ郵送、持参、FAX、Eメールにて申し込むこと。

申込先: 郵便番号 779-4702

徳島県三好郡東みよし町西庄字横手52番地

東みよし町学校給食センター

FAX: 0883-82-2147

Eメールアドレス: kyushoku01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

イ. 説明会では、原則として募集要項等を配布しないので、各自持参のこと。

ウ. 参加人数は、1事業者につき2人までとする。

3 現地見学会

- (1) 日 時 令和6年10月16日(水) 説明会終了後(午後3時以降)
- (2) 場 所 徳島県三好郡東みよし町西庄字横手52番地
東みよし町学校給食センター

(3) 留意事項

- ア. 現地見学会参加希望者は、「募集要項等説明会参加申込書」(様式第1号)にて、参加希望欄の「現地見学会」に○をして、募集要項等説明会参加申込書と同様に申し込むこと。
- イ. 参加者は、最近1ヶ月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、糞球菌、腸管出血性大腸菌0-157)、清潔な衣服(白衣及び帽子)並びに調理用長靴等を用意すること。
- ウ. 参加人数は、1事業者につき2人までとし、見学時は担当者の指示に従うこと。

4 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、町のホームページにおいて回答する。

なお、電話及び口頭等の個別の対応はしない。

また、無用な混乱を招く恐れがあるときは、質問に回答しない場合がある。

- (1) 質問の提出方法 質問書(様式第2号)にてEメール提出
- (2) 受付期間 令和6年10月21日(月)~10月23日(水) 午後3時
- (3) 回答期日 令和6年10月25日(金)
- (4) Eメールアドレス kyushoku01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp

5 参加表明書(兼応募資格審査申請書)

応募事業者は、次により参加表明書(兼応募資格審査申請書)を提出すること。

- (1) 受付(提出)期間 令和6年10月28日(月)~11月1日(金) 午後5時必着
持参の場合は、上記期間の土・日・祝日を除く、午前9時~午後5時

(2) 提出書類

- ア. 参加表明書(兼応募資格審査申請書) … 様式第3号
- イ. 応募資格要件確認書 … 様式第3-1号
- ウ. 添付書類

(3) 提出先

〒779-4702
徳島県三好郡東みよし町西庄字横手52番地
東みよし町学校給食センター

(4) 提出方法

参加表明書(兼応募資格審査申請書)は郵送又は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

6 提案書の提出

応募事業者は、次により提案書を15部(正1部・副14部)提出すること。

- (1) 受付(提出)期間 令和6年11月25日(月)~11月29日(金)の土・日・祝日を除く
午前9時~午後5時(時間厳守)

(2) 提出書類

- ア. 提案書 … 様式第4~8号
- イ. 委託業務実績書 … 様式第9号
- ウ. 見積書 … 様式第10号及び様式第10-1号

(3) 提出先

徳島県三好郡東みよし町西庄字横手52番地
東みよし町学校給食センター

(4) 提出方法

ア. 提出書類は直接持参するものとし、それ以外の方法による提出は認めない。

イ. 提案書の書式

(ア) A4版縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号を付すこと。

(イ) ページ数に制限は設けませんが、各項目とも必要事項を簡潔にわかりやすく記載すること。

- と。
- (ウ) 資料等でA3用紙を使用する場合は片袖折り（Z折り）によりA4版と同じサイズにして綴り込むこと。（ページの付番は、片面1ページの扱いとする。）
 - (エ) A4・A3サイズ以外の用紙の使用は認めない。（A3は資料等に限る。）
 - (オ) 上記(2)の提出書類ア、イ、ウ、の先頭に、各書類名を記した区切り紙を挿入すること。
 - (カ) 表紙は、「東みよし町学校給食センター調理等委託業務に関する提案書」とし、事業者名を記載すること。
- ウ. 無効(失格)となる提案書
- (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。
- エ. 見積書
- (ア) 東みよし町学校給食センター調理等委託業務に係る予定金額の総額は、42,000千円(但し、消費税は含まない。)とし、見積額はこの範囲内で記入すること。
 - (イ) 仕様書に基づき作成すること。
 - (ウ) 詳細な内訳として項目内訳書を添付すること。… 様式第10-1号
 - (エ) 見積書に押印する印鑑は、法人にあっては代表者印(法務局等が証明する印鑑)、個人事業者にあっては代表者実印とする。
 - (オ) 見積書に記載する委託料の金額は、取引にかかる消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
 - (カ) 本委託の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。
(例えば、見積額が異常に少額であるなど)

7 参加辞退

応募事業者は、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第11号）を提出すること。

第5 提案書等の審査方法

1 選定委員会の設置

東みよし町学校給食センター調理等委託業務事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、最優秀提案者の書類等審査を行う。

2 審査の方法

- (1) 公募型企画提案方式(プロポーザル方式)により選定する。
- (2) 応募事業者資格の確認審査
町は、応募資格の確認審査(以下「応募資格審査」という。)を応募資格審査申請書類により行い、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていない場合は失格とする。
- (3) 書類審査及びヒアリング審査
上記応募資格審査を経て、選定委員会は書類審査及びヒアリング審査を行うこととし、別に定める委託事業者選定審査基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案者を選定する。
 - ア. 提案内容の基礎審査
選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の(ア)から(ウ)までの項目を満たしていることを確認し、1項目でも満たさないことが確認された場合は、失格とする。
 - (ア) 提案書全体について、同一項目に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
 - (イ) 提案書全体について、様式集に従った構成(項目の構成、様式の制限等)となっていること。
 - (ウ) 当該提案に関連する各様式(別添「様式集」を参照)に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。
- イ. 最優秀提案者の選定方法

- (7) 選定委員会は、提案書及び委託業務実績書並びにヒアリングの内容等を業者選定基準に基づき評価し、各委員の評価得点の合計に見積金額の評価点を加算したものが最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。
 - (イ) 最高得点者が2者以上あった場合は、選定委員の評価得点の合計が高い者を選定し、なおも同点の者が2者以上となる場合は、選定委員の合議により最優秀提案者を選定する。
 - (ウ) 応募事業者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
 - (エ) 選定委員の評価得点の合計値の6割を最低基準点とし、これを満たさない提案者は選定の対象としない。なお、提案者の全てが最低基準点未満の場合には、例外として、その中で最高得点の提案者を選定する場合もある。ただし、最低基準点に満たない提案者を選定する場合には、町は必要に応じて業務改善を要求するものとする。
- (4) 優先交渉権者の決定
町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者とする。
- (5) 選定結果は、応募事業者全てに通知する。
- (6) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者の順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結する。ただし、評価時に各委員の合計得点が、最低基準点に満たない事業者を除くものとする。交渉の結果、契約締結者がいない場合は、再募集とする。
- (7) 審査の結果、適切な候補事業者がいないときは、「適切な候補事業者なし」とし、再募集することができる。

第6 プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施

- (1) 日 時 令和6年12月上旬（詳細日時については別途通知する。）
- (2) 場 所 別途通知する。
- (3) 時 間 1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分程度、ヒアリング質疑応答10分程度）※準備・撤収は、審査前後約10分間の休憩時間に行うこと。
- (4) 出席者 1事業者につき3名までとする。
業務責任者として配置予定の者の出席は必須とする。
- (5) 準備物 パソコン・プロジェクター等を使用する場合は、各自で準備すること。
スクリーンは町で準備する。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番
参加表明書兼参加資格審査申請書の受け付け順とする。なお、辞退が出た場合は順次繰り上げるものとする。
- (7) その他 提案書に記載されていない追加提案は認めない。但し、提案書の内容補足は認める。

第7 その他

- (1) 選考結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
- (2) 業務履行の開始前に必要な準備は委託事業者の費用負担により行うこと。
- (3) 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。

◆問い合わせ先

〒779-4702

徳島県三好郡東みよし町西庄字横手52番地

東みよし町学校給食センター

電 話：0883-82-2157

F A X：0883-82-2147

Eメールアドレス：kyushoku01@higashimiyoshi.i-tokushima.jp